

平成22年度・第2回 富士見市国民健康保険運営協議会々議録

開催日時	平成22年8月11日(水曜日) 午前・午(後) 1時30分				
開催場所	富士見市役所 第1委員会室				
会議時間	開会	午前・午(後) 1時30分	議長	斉藤重治	
	閉会	午前・午(後) 3時05分			
出席者数	委員 12名 事務局員 9名				
出席委員	会長	斉藤重治	委員	鈴木慎	
	委員	新井政子	委員	武長正洋	
	委員	峯岸弘	委員	近藤静江	
	委員	細田勉	委員	佃文博	
	委員	五十嵐剛	委員		
	委員	日鼻靖	委員		
	委員	中島市郎	委員		
	委員	平澤克也	委員		
欠席委員	会長代理	萩元寶三郎	委員	大澤英雄	
	委員	榎原章統	委員	堤朝紀子	
	委員	須賀久恵	委員		
	委員	田中恵子	委員		
参 与					
事務局	市長	星野信吾	収納対策室長	榎田三次	担当書記
	市民生活部 部長事務代理	金子富雄	保険年金課長	久米原明彦	
	市民生活部 副部長	大曾根勝司	保険年金課 副課長	阿部泰二	
	収税課長	小林誠	保険年金課 主査	荒田和久	横田信二
	収税課副課長	斉木公男			
会議録署名委員	峯岸弘 委員		細田勉 委員		

◎開会及び開議の宣告

○保険年金課副課長　それでは、定刻となりましたので、ただいまより富士見市国民健康保険運営協議会を開会いたします。

本日の会議に当たりまして、田中委員、大澤委員、萩元委員、須賀委員、榎原委員、堤委員さんより欠席のご連絡がありましたので、ご報告いたします。

それでは、早速でございますが、お手元の次第に沿って進めさせていただきたいと思っております。

(午後　１時３２分)

◎会長あいさつ

○保険年金課副課長　まず初めに、本運営協議会会長よりごあいさつをお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○会長　皆さん、こんにちは。このところ大変猛暑続きでございましたが、幾日か、幾らか涼しくなったかなと思ったら、また、今日はこのような猛暑でございまして、皆様方にはこの暑さでお疲れのところ、またお忙しい中、今日の国保運営協議会にご出席をいただきまして、大変ありがとうございます。

日頃は、富士見市の国保運営協議会に対しまして、大変ご理解とご協力をいただいておりますこと、重ねて御礼申し上げる次第でございます。今日の諮問事項も２点ございますが、決算に係る問題とこれからの補正ということが２点の諮問事項でございます。今日は皆様方のご討議をいただきまして、この２本を審議いただきたいということでございます。

日頃、医療また介護、そして今話題になっております後期高齢者の問題ということでございますが、私たちもこれらにつきましていろいろとこれから勉強いたしまして、より良いものにしていかなければならないと思うわけでございます。

今後とも、よろしくご協力のほどお願いを申し上げまして、大変簡単でございますが、ごあいさつにかえさせていただきます。

○保険年金課副課長　ありがとうございました。

◎市長あいさつ

○保険年金課副課長　続きまして、保険者であります星野市長よりあいさつを申し上げます。よろしくお願いいたします。

○市長 皆さん、こんにちは。本日は大変暑い中、またお盆を控えてのところ、国民健康保険運営協議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、平素は本協議会の発展のために力強いご支援とご協力をいただいておりますことに対しまして、厚く御礼を申し述べさせていただきたいというふうに思います。

さて、国民健康保険中央会は、去る、7月13日に平成21年度分の国民健康保険と後期高齢者医療の医療費速報を公表いたしました。それによりますと、平成21年度における国保の医療費は10兆9,175億円、前年比2.4%増、後期高齢者は11兆9,440億円、前年比5.7%増で、合わせて国保連合会が審査確定した医療費総額は22兆8,616億円となっております。また、平成21年度における年間被保険者数は、国保で3,915万人、後期高齢者で1,365万人とのことでございます。

ご存じのように、後期高齢者医療制度は、平成20年度に導入されたわけでございますけれども、政府民主党の医療保険政策は、後期高齢者医療制度の廃止と、協会健保や国保も含めた地域保険として一元的に運用する新たな制度をつくるということになっております。それに沿いまして、国の次の医療制度へ向けた動きが現在活発さを増しているところでございます。現時点で明らかなことは、後期高齢者医療制度は、平成25年4月の新制度施行により廃止されること、また、この新制度の関連法案につきましては、年内に取りまとめを行い、来年1月の通常国会に提案することとしております。

また、これと並行して、既に5月に改正されました国民健康保険法より、都道府県に策定が要請された国保の広域化等支援方針について、全国で検討が進められておりまして、本県におきましても、本年12月を目途に策定するという予定になっております。これらのことから、国保の将来にとって、今年は画期的な年になるというふうに思っております。私といたしましても、国保の一保険者として、これらの動きに対しまして注視し、的確に対応していきたいと思っております。

さて、本日は9月議会に提案をさせていただきます平成22年度の補正予算と平成21年度の決算の2つの諮問でございます。委員の皆様方には慎重なるご審議をいただければと思います。

結びに当たりまして、本当に厳しい暑さ、猛暑というより、酷暑というふうな言葉がふさわしいのかも分かりませんが、まだまだ続くと言われております。皆様方におかれましては、十分お体にご留意をいただきまして、なお一層、ご健勝のもとでのご活躍を心からご祈念申し上げまして、ごあいさつにかえさせていただきますと思います。

本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○保険年金課副課長　　ありがとうございました。

なお、市長におかれましては、所用のためここで退席させていただきますので、よろしくお願ひします。

それでは、以後の進行につきましては会長さんよりお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

◎会議録署名委員の指名

○会長　　それでは、ただいまから協議会に入らせていただきます。

今日の諮問事項は2点ございまして、1点目が平成22年度富士見市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）でございます。それともう一点は、諮第2号平成21年度富士見市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算についてという2点を今諮問されました。

それでは、審議に入る前に、本日の会議録署名委員の選出を行いたいと思ひます。私のほうで指名させていただいてよろしいでしょうか。

「異議なし」の声

○会長　　それでは、本日の署名委員に峯岸委員と細田委員を指名したいと思ひます。よろしくお願ひします。

◎諮問事項

○会長　　それでは、早速ですが、諮問事項の第1号、平成22年度富士見市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）についてを議題といたします。

それでは、事務局から説明をお願ひいたします。

保険年金課長。

○保険年金課長　　それでは、諮問第1号につきましてご説明をさせていただきたいと思ひますが、諮問事項の説明に入る前に、本日使用します資料について、確認をさせていただきたいと思ひます。事前に資料1、資料2、資料3ということで、この3部を郵送させていただいておりますが、本日、机の上に用意をさせていただいております資料2でございますけれども、決算の関係の資料でございますが、こちらの中の数字に若干誤りがありましたので、資料2全体を差しかえさせていただきたいと思ひますので、事前にお送りさせていただいた資料は破棄させていただいて、本日テーブルの上に置かせていただいている資料2を用意いただければというふ

うに思います。

それと、本日お配りした資料の中に、A3で横長のものがあるかと思えます。表面には「一般会計繰入金の状況〔その他繰入額〕決算額」となっておりまして、裏面には「国保税軽減枠の状況」の資料としてご用意させていただきました。これは事前に委員さんのほうからご要望がありましたので、それに対する資料となっております。内容につきましては、後でご説明をさせていただきたいと思えます。

それから「埼玉の国保」という冊子を、8月号でございませけれども、こちらのほうも参考までにご用意させていただきました。この内容につきまして、手前みそですけれども、今回、富士見市が特集になっておりますので、後でご覧になっていただければというふうに思えますので、よろしくお願ひします。

それでは、早速諮問第1号ということで、資料ナンバー1をご覧になっていただきまして、それで私の説明を聞いていただければと思えますので、よろしくお願ひをいたします。

諮問第1号につきましては、平成22年度富士見市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）ということでお願ひをするものでございませ。

1枚めくっていただきまして、2枚目がA3の用紙になっておりますので、折れているものをずっと右にめくっていただきますと、全体があらわれてまいりますので、よろしくお願ひをいたします。

今回の補正予算のねらいといたしましては、主に平成21年度で概算交付を受けていたものがございまして、それらにつきまして清算をしたところ、余計に交付を受けていたというのがここではっきりしましたので、その分を返還しなければならないということでございませ。下半分が歳出ということでなっておりますので、主にこの下半分の歳出の部分で返還が生じたために、その分を補正させていただくということでございませ。歳入につきましては、この歳出に関する増えた分の財源をどうするかということで、歳入では繰越金と一般会計からの繰入金をこれに充てるということで、補正額といたしましては、歳入歳出ともに1億2,959万8,000円を増額の補正をさせていただいて、補正後の予算額といたしましては、歳入歳出それぞれ108億5,764万8,000円となるものでございませ。

以下は、細かく歳出の増えた分のご説明をさせていただきたいと思えます。まず、下半分の歳出の欄を見ていただきたいと思えますが、3款 後期高齢者支援金等、5款の老人保健拠出金、それから6款の介護納付金、以上3点につきましては、歳出が少なくて済むということがここではっきりしましたので、それぞれ減額の補正をさ

せていただいて、それぞれの拠出金に充てるという内容でございます。

先ほど冒頭に申しましたとおり、今回の補正の主なねらいとしては、11款の諸支出金、こちらの内容でございまして、これらは主に返還分ということでございますので、それぞれについてご説明を申し上げたいと思います。

具体的には、一番右の欄になりますけれども、説明の欄をご覧になっていただければと思いますが、こちらにも書かれておりますとおり、平成21年度の各種清算に伴う返還金を計上するものということでございます。まず、療養給付費負担金というものが出てまいります。これにつきましては、8,463万518円ということでございますが、療養給付費負担金につきましては、これは国が34%、医療費のものでございますけれども、これを国の負担分ということで交付がなされるわけでございますが、平成21年度で清算をしたところ、これだけもらい過ぎていたというのがありまして、その分を返還するという意味でございます。

このもらい過ぎた主な要因といたしましては、一般分と退職分というものがございまして、この仕組みについて若干ご説明をさせていただきたいと思います。

一般分というのは、退職者分以外のものでございまして、退職者分といいますのは、いわゆる「マルタイ」ということでございまして、国保の仕組みの中で申しますと、一定の条件がありまして、それは厚生年金などが多いのですが、要は現役のときにそれらの社会保険、被用者保険に加入していた期間が厚生年金を受給できるような期間、具体的には20年になるのですけれども、そういうような実績がある方については、国民健康保険に入られてからも、元入っていた健康保険のほうが、その方の医療費の支出について負担をするという仕組みになっております。

これが平成20年度の後期高齢者医療制度の導入のときに廃止されたのですが、今、経過措置として暫定的に残っております。ただし、年齢が65歳の誕生日までということになっております。

したがって、国保に入られてから64歳までは、該当する方はこの「マルタイ」の仕組みの中に入っていて、負担していただいている国保税以外で、その方にかかる医療費については、全部、元入っていた健康保険のほうが、その財政負担をするという仕組みになっておりまして、甚だ国保にとっては、非常にいい制度なのですけれども、それらにつきましては、要は今申し上げましたとおり、負担については、あくまでも国のほうが負担するのはこの一般分でございまして、退職者の分は国の負担はないわけでございます。

今申し上げたとおり、一般分のほうをできるだけ退職者分ということで移行させ

れば、国の負担がそれだけ少なく済むということから、平成21年度に、この振替えという実際の事務なのですけれども、この特別事業ということで、国が推奨した経過がございまして、市としてもできるだけ一般の扱いをしている中で、退職者のその条件に該当する方がいるのではないかとということで、それを年金の情報をもとに調べまして、一般分から退職分に振替えをする事業を平成21年度の1年間をかけて行いました。

結果的に振替えをして、その退職者分に移行した方が結構な人数で出てまいりましたので、その分が国からもらい過ぎていたということになりますので、その分を清算し、今年度、返還しなければならず、その額が8,400万円少々の金額になったということでございます。

それから、その次の特定健康審査・保健指導負担金、国、県と分かれておりますが、それぞれ負担が出てまいりまして、特定健診とそれから保健指導に関しましての経費につきましては、市も当然ながら負担があるのですけれども、国と県もそれぞれ負担をしているということでございまして、平成21年度に申請をいたしまして、概算で交付を受けていたのですが、結局、特定健診関係の受診者であるとか、あるいは保健指導の利用者、こちらが見込みよりも少なかったということでございまして、それぞれ国と県に18万円の返還金が生じたということでございます。

それから、出産育児一時金補助金につきましても、これが国の負担分がありまして、一時金の支給者数が少ないとまたこの分も返還しなければならないということで、件数としては僅かなのですけれども、一応6万円の返還金が生じてしまったということでございます。

それから、次の高齢者医療制度円滑運営事業費補助金でございます。こちらも同様に平成21年度の概算で受けていたものが、清算した結果、返還せざるを得なくなったということでございます。この円滑運営事業と申しますのは、70歳から74歳までの方、70歳代前半の方につきましては、高齢受給者ということで、高齢受給者証を送らせていただいております。この中身につきましては、窓口の自己負担が1割になるという内容でございまして、法令に基づきますと、本来は2割の負担ということになっておりますが、国の軽減策ということで、その分は凍結されていて1割の負担に今、現状なっております。この高齢受給者証を発行して、それをそれぞれの該当する方にお送りする必要がありますので、その経費について国のほうから補助金が出るという内容でございまして、その郵送料であるとか、あるいは印刷代につきまして、当初概算で交付されていたものよりも少なくて済んだという

ことをごさいますして、その分を返還するということをごさいます。その額が21万2,114円、余計にもらっていたということをごさいますして、この分を返還するという内容をごさいます。

最後の療養給付費交付金につきましては、8,538万6,408円ということで、この内容につきましては、先ほど申しました退職者分のものでございまして、その取りまとめを行っておりますのが、社会保険診療報酬支払基金というところをごさいますして、こちらに返還することになります。こちらのほうから平成21年度につきましては、その退職者分として見込みで計算されたものを概算で交付を受けているわけをごさいます。実際に実績で計算をしてみると、多くもらい過ぎていたということをごさいますして、その結果、8,500万円少々の返還金が生じたので、この分も返還させていただきたいということをごさいますして、これらの返還金を合計いたしますと、こちらにも書いてございまして、1億7,064万9,000円余りになるということをごさいます。それらについて補正をさせていただきということをごさいますして、結果的に補正後の額は、当初科目設定として1,000円を設定しておりますので、1億7,065万円ということで、補正後の額になります。この分はそのまますべて返還金ということで、内容になってございまして。

歳出につきましては、冒頭申し上げましたとおり、上の3項目については、逆に支出金が少なくて済むということがここではっきりいたしましたので、その分を減額させていただいて、あわせまして、1億2,959万8,000円を増額させていただきという内容になっております。

続きまして、歳入につきましては、冒頭申し上げましたとおり、この歳出を賄うための財源の補てんということをごさいますして、繰越金につきましては、後ほど平成21年度の決算のほうをご説明させていただきますが、その折に収支で差額として6,312万3,000円が繰り越しの財源として充てられましたので、その分を全額、今回のその返還の財源として充てるという内容になってございまして、具体的には1,312万3,000円を増額させていただいて、補正後の額といたしましては、6,312万3,000円ということになります。

これでは当然、返還金の財源として足りませんので、その足りない分を、いわゆる赤字補てんという形で一般会計のほうから繰り入れをさせていただきたいということをごさいますして、補正額といたしましては1億1,647万5,000円ということをごさいます。この分、多く一般会計のほうから繰り入れをさらに求めるということになりまして、補正後の額といたしましては、6億4,581万1,000円というふう

させていただきたいという内容でございます。この繰入金と、それから繰越金を合わせまして、1億2,959万8,000円ということで補正をさせていただいて、この返還に充てたいという内容でございます。説明としては以上でございます。

それと、このときにあわせて、冒頭、資料の確認をさせていただいたときにお話をさせていただいたとおり、委員さんのほうから資料の求めがございましたので、この時間の中でご説明をさせていただきたいと思います。まず、A3の紙を横に広げていただいて、一般会計繰入金の状況ということで、[その他繰入額]決算額と冒頭に書かれているかと思いますが、こちらのほうを見ていただいて、富士見市が真ん中あたりにあると思います。県内の市の状況をすべて書かれておまして、平成20年度につきましては、一番右の欄になりますけれども、いわゆる先ほど申しましたとおり、赤字の繰り入れでございます、一般会計からの。その額がどの程度になっているかというものを表わした資料でございまして、網かけの富士見市の部分を見ていただければお分かりのとおり、平成20年度につきましては、ランクとしては21番目ということで、真ん中程度という内容になろうかと思いますが、これだけ一般会計のほうから繰り入れをしていただいているという内容でございます。

平成21年度につきましては、富士見市のほうは、もう出ているのですけれども、他の市がまだ公表されておられませんので、富士見市だけ平成21年度の状況を申し上げますと、まず被保険者数につきましては、3万1,871人という計算になっております。その他繰入額としては2億4,382万2,000円ということで、1人当たりに直しますと、7,650円という結果になっております。したがって、他の団体がまだ結果が出ておられませんので、どれぐらいのこれが位置づけになるかというのは、まだわからないのですけれども、恐らく他団体も当市と同じような状況であろうと思います。医療費の伸びも、想定よりも少なかったというのがありますし、それから前期高齢者交付金につきまして、埼玉県内のほとんどの市は、より多く交付がなされているはずでございますので、そういった意味からいくと、全体的に一般会計からの繰入額というのは下がっているのではないかなというふうに想定はできません。ただ、これも想定でありますので、結果が出てみないと何とも言えない状況でございます。いずれにしましても、平成20年度につきましては、県内でも市の中では真ん中程度ということでご理解いただきたいと思います。

それから、裏面になりますけれども、国保税の軽減枠の状況ということでございます。後で決算のときにもご説明をさせていただきたいと思いますが、まずこの軽

減の仕組みについてご説明させていただきたいと思いますが、軽減ということで、低所得者ということなのですけれども、実際には当市の場合は4方式で賦課をしております。一つは所得割、もう一つは資産割、それから3点目としては均等割、4点目として平等割ということでございまして、この軽減というのは、この均等割と、それから平等割を軽減していくということでございます。それで、まず本来の法令によると、7割、それから5割、2割の軽減ができるということになっておりました。

ところが、平成21年度までは、これに制限がありまして、どんな制限かと申しますと、先ほど申しました所得割と、それから資産割、これを応能分というふう考えているのですけれども、本人の支払いの能力に着目した部分、それから均等割と平等割というのは、これ応益割ということで、加入しているだけで、それだけの負担が出るという意味で応益割という呼び方をしておりますが、本来この応能割と応益割の割合が50%ずつが適正だというふうに言われておりまして、その部分が、5割、5割の比率にならないところは、その7割、5割、2割の軽減はしてはいけませんよという、制限がございまして、実際どういう軽減をしていたかという、当市の場合は、この応益割、応能割の負担割合が大体7割、3割ということで、応能割のほうの負担が7割ということでございましたので、この7割、5割、2割の軽減ができないという制限がかかっておりまして、実際には6割、4割という軽減はしてはりましたが、この7割、5割、2割という軽減は、平成21年度まではできなかったということでございます。

ところが、ここで平成22年度から、この制限が撤廃されまして、7割、5割、2割については、それぞれの保険者の判断でできるということになりましたので、したがって、富士見市のほうも、この7割、5割、2割の軽減を導入することはできるのですが、この導入に当たりましては、当然ながら、税条例の改正が必要になってまいります。そして、それについて今のところ、まだ、担当としては提案する環境にないということで、提案をしていない状況でございます。

それで、委員さんのほうから、県内の状況はどうなっているのかということでご質問がございましたので、資料を用意させていただきました。資料のほうを見ただけですと、最初の欄としては平成21年度以前から7割等の軽減を行っていた市ということで、先ほど申しましたとおり、その制限がございましたので、制限に該当しないところは7割、5割、2割という軽減ができたわけでございますが、それが平成21年度以前は3市が、市の中で申しますと該当していたということでご

ざいまして、春日部市、久喜市、吉川市、こちらのほうが平成21年度以前から7割、5割、2割の軽減を行っていたということでございます。

次の欄の平成21年度につきましては、平成22年度からその規制緩和と同時に条例を改正して、この7割、5割、2割の軽減を導入した団体ということでございまして、川越市、さいたま市、所沢市、飯能市、朝霞市、志木市、新座市ということで7市ということでございまして、現状、10市で7割、5割、2割の軽減を行っているというのが実情でございます。

次に、2方式というふうに出てまいります、これは先ほど申しましたとおり、当市のほうは4方式で行っておりますが、当市で行っているうちのその資産割と、それから平等割、こちらのほうを除いた残りの2方式、所得割と、それから均等割で国保税を賦課している市という意味で、丸がついている川越市とさいたま市については2方式ですよというのを表わしたものでございます。

次に、税率の改正ということで、この軽減の7割、5割、2割を導入するのに当たって、あわせて税率のほうも改正をしたというところを丸印であらわしております。同時に行ったところは、この丸印ということで、さいたま市と飯能市と新座市ということになります。それから、あわせて法定の限度額がございまして、それにつきまして引き上げを行ったところということで、これについては、川越市、さいたま市、飯能市、志木市が限度額の引き上げもあわせて行っているということでございます。

以上、簡単でございますけれども、資料のご説明とさせていただきたいと思えます。事務局からの説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○会長 どうもありがとうございました。

それでは、この件につきまして、質疑とか、あるいは分からない点を質問なりしていただきたいと思えます。どなたかございましょうか。質疑ございますか。

「なし」の声

○会長 ないようでしたら、討論があれば、討論を承ります。

「なし」の声

○会長 討論がなければ、採決いたします。

諮問第1号に賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○会長 挙手全員でございます。

よって、諮問第1号は承認されました。ありがとうございました。

次に、諮問第2号平成21年度富士見市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

保険年金課長。

○保険年金課長　それでは、諮問第2号につきましてご説明をさせていただきます。

資料といたしましては、資料2をご用意いただきたいと思っております。1枚めくっていただきまして、まず1ページ目、下のほうにずっと右に広げていただきまして、A3の用紙になっておりまして、下のほうにページが打ってございますので、1ページとなっているかと思っております。これにつきましては、決算の概要ということでございまして、主に今日はこの決算の概要を使いましてご説明をさせていただきたいと思っておりますが、以下、2ページ以降、これは裏面も印刷をされておりますが、実際の決算の細かい内容になっておりますので、後ほどご覧になっていただければと思います。

それで、9ページからまたA4判に変わりますが、こちらのほうはカラー印刷になっておりまして、1ページの右側のほうの下の方に決算状況グラフというのが入っているかと思っておりますが、これ非常に白黒ですと見づらいのですが、こちらの9ページを見ていただければ、同じ内容でカラー印刷になっておりますので、若干見やすいかなと思っておりますが、いずれにしても、ちょっと字が小さいものですから、見づらいかと思っておりますが、申しわけございませんが、こちらのほうも見ていただきながらお願いしたいと思っております。

それから、10ページ、11ページは、それぞれ統計の資料ということで、カラー刷りのものをご用意させていただいておりますので、参考までに見ていただければというふうに思います。

では、1ページのほうに戻っていただきまして、順次説明をさせていただきたいと思っております。まず、一番左のほうの上にごございますけれども、国保の加入状況でございますが、まず市の総世帯数でございます。これ年度末の数字でございますけれども、平成21年度につきましては4万5,924世帯ということで、若干、平成20年度に比べますと伸びているということでございます。

続いて、国保の加入世帯としては、1万7,848世帯ということで、これも年度末の数字でございますけれども、こちらのほうも若干伸びているということでございます。それから、世帯の加入率としては、若干、平成20年度に比べると、少しですけれども、マイナスの数字が出ているという内容でございます。

続きまして、人口でございますが、市の人口につきましても、年度末のこの数字でございますけれども、10万7,001人ということで、微増でございますが、国保の加入者につきましても、3万1,709人ということで、こちらのほうも微増となっております。加入率については、世帯の加入率と同様に、若干減っております。

続きまして、経理状況でございますが、まず歳入総額につきましては、平成20年度に比べますと若干増えたという内容でございます。歳出の総額につきましても、若干増えたという内容でございます。実質の収支としては6,312万3,000円ということで、先ほど補正の中で繰越金ということで計上させていただいておりますが、この内容がこのままこちらのほうに載っております。ただ、実質収支としてはマイナスの増減率ということになっております。

それから、単年度収支でございますけれども、こちらのほうは実質の収支ということになります。単年度で見ると相変わらず赤字だということが、これで表わされております。繰越金につきましては、平成21年度につきましても2億6,886万4,000円ということで、こちらのほうは非常に伸びておりましたので、何とかやりくりが平成21年度にはついたという内容でございます。その分、一般会計からの繰り入れを減らすことができたという内容でございます。一般会計からのその他繰り入れとしては2億4,382万2,000円ということで、増減率に直しますと52%の減ということでございます。

続きまして、国保税の状況でございますが、税率は平成20年度と変えてございませんので、同じでございます。決算といたしましては、一番下の現年課税分の計というところを見ていただければお分かりのとおり、それぞれ増減率としては減っております。最終的な収納額としては、25億9,262万9,000円ということでございまして、収納率に直しますと87.92%にとどまったという内容でございます。平成20年度と比較して落ちたという内容でございます。

続きまして、短期被保険者証の交付状況でございますが、平成21年度ということで3月末の数字でございますけれども、1,866件ということで交付をさせていただいております。これが直近の数字、7月の末で申しますと、1,691件まで減っております。

続いて、資格証明書の交付状況でございますが、平成21年度3月末で32世帯に対して交付をしておりますが、これも直近の数字7月末で申しますと、30件ということで、2件ですけれども、若干減っております。以上の状況になっております。

続いて、先ほどご説明した軽減でございますが、6割軽減と4割軽減、それぞれ

富士見市のほうは行ってございまして、このような状況になってございまして、若干、平成20年度に比較するとそれぞれ増えているということでございます。

一番最後の欄ですけれども、減免ということでございまして、この内容につきましては、減免についても法定の減免もありますし、市の裁量で行える部分もございまして、結果的に53件という内容になっておりますが、このうちの内訳を申しますと、51件が、いわゆる旧被扶養者に対する減免ということで、何度かご説明をさせていただいておりますが、一番簡単な例で申しますと、後期高齢者医療制度には75歳になると移行されると。例えばご主人が、相変わらずサラリーマンとして現役で働いていらっしゃって、その職場の健康保険に入られていると、奥さんは収入がないと、ご主人の扶養ということで、奥さんもこの被用者保険のほうに入ることができたわけですけれども、75歳になられて、ご主人が後期高齢者医療制度に移行されますと、奥さんもそのまま、その被用者保険に入っているわけにはいきませんので、そういった方、皆さんが国民健康保険のほうに移ってくると。そうすると、当然今まで被用者保険の被扶養者ということで保険料の負担はなかったわけですけれども、国保に入ってきますと、当然ながら、負担をしていただかなければならないと。それは不合理だということで、その分は軽減をするということでございまして、この旧被扶養者に該当されると、軽減がされるということでございます。その件数として51件あったということでございます。

残りの2件につきましては、1件は火災に遭われて、災害に遭われたということで、支払う能力はないということから減免になった方が1件、それから先ほど申しましたとおり、市の判断で減免できるケースがあるのですけれども、それは生活困窮ということで、確かにその方は国保税を今負担していただく能力がないというものを市のほうで判断できると、その分を減免させていただいておりますが、その申請が1件ございましたので、その分を減免させていただいたということでございまして、ほとんどが旧被扶養者の減免であるということでございます。総計で53件の減免を行ったということでございます。この旧被扶養者の減免の数が多かったものですから、平成20年度に比べますと減免をされた世帯、それから金額ともども増加しているということでございます。

次に、右のページのほうに移ります。今度は給付の状況が最初に入っております。まず、冒頭に療養給付費等費用額ということでございますが、いわゆる医療費ということでございまして、平成21年度につきましては、総計で84億77万円ということで、増減率としては4.05%という内容になっております。ですので、右肩上

がりであることは間違いないのですけれども、伸び率としては若干、平成20年度に比べると下回ったということでございます。

続いて、高額療養費につきましても同様でございますけれども、平成21年度につきましても、6億7,224万5,000円ということで、増減率としては10.68%ということで、平成20年度に比較しますと、右肩上がりであることは間違いないのですけれども、若干、伸び率としては下回ったということでございます。

以下、同様に出産育児一時金、それから葬祭費につきましても、若干、支給が平成20年度に比べると下回っております。ただ、出産育児一時金につきましては、平成21年度につきましても、また盛り返しまして、156件の支給がありまして、平成20年度に比べますと、若干ですけれども、増加の傾向にあるということが言えるかと思いますが、ただこれがこの先ずっと続くかどうかは、なかなか推測ができません。葬祭費につきましては、先ほど申しましたとおり、若干、減っております。

それから、次の後期高齢者支援金、老人保健拠出金、それから介護納付金につきましては、先ほど補正の中でもお話をさせていただいたとおり、平成21年度については、若干増えているものがございますが、当然ながら、平成21年度につきましても、拠出金が一定程度ございましたけれども、平成22年度で、また拠出金というのが出てまいりますので、その部分を見ていただければというふうに思いますが、後期高齢者支援金については、増加をしております。

それから、老人保健拠出金につきましては、これは平成20年度と申しますか、平成20年3月診療分をもって、この老人保健制度については廃止にはなっているのですけれども、平成22年度まで、この会計は残すということになっておりますので、若干その平成20年3月診療分を含めて、それ以前の未請求の部分であるとか、そういったものが今後も出てくる可能性があるということから、老人保健の拠出金というものも毎年、廃止にはなっていますけれども、少なからず出てきているということでございますが、当然ながら、額としては、毎年減ってきておりますので。したがって、平成21年度につきましても、4,064万1,000円ということで、80%余り、前年に比べますと減っております。これがさらに平成22年度になると減っていったら、最終的にまだどうするかというのは、国のほうから何も指示がございませんけれども、平成22年度をもって、この会計自体もなくなりますので、したがって老人保健拠出金については、平成23年度以降はこの欄がなくなってくるということでございます。

介護納付金につきましては、第2号被保険者の分の介護保険料でございますので、全国的に介護のその1人当たりの負担というものが少なくなると、当然ながら、これも減ってくるということで、要するに介護サービスの供給量が減ると、この部分が減ってくるということでございまして、介護納付金については、平成21年度については、平成20年度に比較すると2.45%減っているということでございまして、全体的にはそのような流れになっております。

続いて、保健事業のほうでございすけれども、まず特定健診の関係でございす。特定健診は、受診者が件数として、平成21年度については7,768件ということでございまして、これが受診率に直しますと36.6%余りになりました。ただ、この受診率については、まだ確定はしておりませんが、決算としては確定しておりますけれども、受診率としては、国に報告するというのが、まだされておられませんので、国の報告をもって最終的な確定の率になるわけですけれども、今のところ、仮の値でございすけれども、36.6%という受診率でございす。これが平成20年度ときは38.7%の受診率でございしたので、若干下がってしまったということでございす。この点については、どこの市町村も、この特定健診の受診率については、非常に苦慮してございまして、特にその未受診者対策をどうするかというのが、今大きなテーマになっております。いずれにしても、そのような状況になっております。

続いて、人間ドックの補助でございす。こちらのほうは、おかげさまで723件ということでございまして、平成20年度に比べますと大幅に伸びております。これは原因といたしましては、こちらにもいらっしゃいますけれども、日鼻先生を中心にして、人間ドックの検査項目について、平成21年度、大幅に見直しをさせていただいて、そのアナウンス効果もあろうかと思っておりますけれども、その結果として、人間ドックを希望される方が相当増えたということが原因になっております。

先ほどの特定健診にお話を戻しますけれども、当市の場合は、人間ドックを受けた場合であっても、この特定健診を受けたということになりますので、したがって特定健診の受診率は落ちておりますけれども、その分、人間ドックの受診者が増えていますので、最終的には受診率といったものを出すとしたら、人間ドックと合わせれば20年度並みぐらいになるのではないかなと、というふうに担当のほうでは考えているところでございす。

次に、保養施設でございす。こちらのほうは第1種・2種（宿泊施設）につきましては、若干、平成21年度、平成20年度と比べますと伸びております。第3種、温泉入浴施設でございすが、こちらのほうは大幅に利用者が伸びております。

平成20年度と比較し、平成21年度がこれだけ伸びた原因でございますけれども、考えられるのは、新たに平成21年度につきましては、旧大井町にある「真名井の湯」、それからみずほ台の「きらく」、そちらを該当施設ということで加えさせていただきましたので、その分、伸びたのかなというふうに考えております。

ちなみに、今年度、平成22年度からは、志木市でございます「おふろの王様」とも契約ができましたので、平成22年度からはそちらもご利用いただけることになりましたので、平成22年度についても、若干伸びるのではないかなと担当のほうでは考えているところでございます。

以下、2ページ以降は、細かい部分でございますので、参考までに見ていただければというふうに思います。概要としましては以上でございますので、よろしくお願い致します。

以上でございます。

○会長　　どうもありがとうございました。

それでは、この点につきまして、質疑を受けます。

○委員　　3点ばかり質問させていただきます。

一つは、ここに実質収支というふうにあります。一般的には実質収支の求め方は、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を引いてもらうというふうにして、算定利用ですけれども、これが主要財政の中で、その20%を超すと新しいものが提案できないとか、いわゆるこの夕張市みたいな形になるというふうにも聞いているのですけれども、ここでいう実質収支というのは、どういう意味があるのかということが一つです。

それから、もう一つは、現年度課税分の収納率が年々低下しています。この資料であるように、3年を並べてみると、年々低下しているわけなのですけれども、その原因はどこにあるのか。そして、その対策はどのようなふうにされているのかというのが二つ目です。

それから三つ目、延滞金、加算金が課料されているようですけれども、その延滞金の料率というのは、今どのようなふうになっているのか。それから、その延滞金があることによって、滞納金を納付していくのに、この邪魔になっていないかとか、しにくくなっていないかというふうなことなのですけれども、その3点についてお尋ねしたいと思います。

○会長　　保険年金課長。

○保険年金課長　　それでは、3点ばかりご質問いただきましたので、まず1点目の

実質収支の内容でございますが、公会計におきましては、先ほど委員さんもお指摘のとおり、赤字というわけにまいませんので、これは簡単に申しますと、一般会計からの繰り入れを、その他繰り入れ、赤字補てん分を入れて、支出のバランスをとっているというのが現状でございますので、それらを含めた額で出すとこうなるということでございますが、いわゆるプライマリーバランスということで、その当該年度の収支のバランスはどうかというのを見るのが、この単年度収支の部分でございます。単年度収支を見るとマイナスという結果になっておりますので、国保の運営においては、この一般会計からの赤字繰り入れがないと、こういうふうになってしまうということでございます。簡単に申しますと、以上の内容になっております。

それから、収納率の関係につきましては、担当課長のほうからご説明させていただきたいと思っております。

○会長 収税課長。

○収税課長 収税課のほうから、この件についてご説明申し上げます。

収納率についてですけれども、資料をご覧くださいと、平成19年度で現年度90.86、平成20年度が88.97、平成21年度が87.9というふうに下がり傾向ということでございます。詳しい減った原因は、究明はできませんが、推測といたしましては、平成20年度からなったというデータが見られております。雇用形態が平成19年度以前と平成20年度以降では大きく変わったということが一つの大きな原因としてあるかと思っております。というのは、被用者保険に入られていた方が、景気の低下、後退に伴いまして、雇い止め、あるいは失業、リストラということで、非自発的退職、失業ということが大きな社会現象となっているのかと思っております。これにつきまして、そういう方々が今まで被用者保険に入られていた方が、国民健康保険のほうに移行されてきている。当然のことながら、景気の低下に伴っての移行でございますので、担税能力が強いほうではない方が入られてきているということが、一つ原因として推測できます。

以上でございます。

○会長 保険年金課長。

○保険年金課長 最後の延滞金関係でございますけれども、基本的には収税課のほうで担当している部分でございますけれども、それがどういうふうにこの収納率と関係が出てくるかというのは、なかなか見えない部分でございます。そういった意味からいくと、それほど収納率には影響ないのではないかなというふうに担当

としては考えております。

以上でございます。

○会長 収納対策室長。

○収納対策室長 今回の延滞金のお話なのですけれども、延滞金につきましては、金融機関の窓口のほうについては、当然その発生しているのを納付するのが、これは現状になりますので、事務的な手続といたしましては、金融機関のほうから、納期の過ぎたものにつきましては、照会が来まして、電話でその日付の延滞金を計算いたしまして、その窓口のほうにあわせて、本税とを徴収していただいております。延滞金の手続につきましては、その延滞金が納付に対してネックになっているかどうかということの先ほどのご質問なのですけれども、そういった分析として、直接私どものほうに集約しているものございませんので、それでは納付の妨げになるということにはならないのではないかと。もちろん制度的にいただかなければいけないものですのでというふうに考えております。

以上です。

○委員 よく聞くことは、払いたいのだけれども、延滞金を払えないという声というのは、よく聞くのです。それで、そういうふうな妨げになっていないのかという意味は、そういうことなのですけれども。年間で、この延滞金、過料というか、幾らくらい、何%とかというのはあるのですか。

○会長 収税課長。

○収税課長 これは税法で決まっております、法律で年間に14.6%ということになっております。ただ、これは高いとは思うのですけれども、期限内に納付をいただける方に対しての公平を保つためにペナルティーとして科されるもの、つまりいわゆる利息ではございません。

以上です。

○会長 ほかに質疑ございますか。

「なし」の声

○会長 質疑がなければ、討論を行いたいと思います。

討論ありますか。

○委員 では、何か私ばかりしゃべるようで申しわけないのですけれども。

○会長 結構です。

○委員 いいですか。では、3点にわたって、私の意見、これを見て、そういうような問題点も含めたものをちょっと意見を出させてもらいたいと思います。

一つは、国保税の低所得者に対するこの対策が必要なのではないかというふうなことなのです。国保税は、1人平均、ここの資料にもあるように9万2,491円、これは4人家族だと36万9,900円になるわけなのです。特に所得100万円という世帯で、この国保税というのは16万3,400円だそうです。ここにも軽減措置で4割軽減というのがありますけれども、4割軽減を受けて12万2,100円というふうなことで、被保険者の負担能力が、かなり超えているのではないかとというような認識を私は持ちます。

そういうような中で、またこの滞納世帯がどんな世帯が滞納しているのかというようなことで見えますと、所得100万円未満の人が、約70%なのです。だから、滞納している人の約69.幾らか、約70%が100万円以下の人だというふうなことなのです。そういうふうな実情からすると、やっぱり低所得者対策として、市の独自減免規定を策定するなどして、そういう対策がどうしても必要なのではないか。そうしないと、やっぱり財政が、いわゆるこの持っていないのではないかとというような形を持っています。払いたくても払えないというこの保険税は、納付率を低下させて、短期保険証の増加につながると、そういう点で、これはやっぱりどうしても低所得者対策という形で、何らかの方策が必要なのではないかというふうなことで、保険年金課長さんには、先ほど話していただいた資料を事前をお願いしたわけなのです。

それから、もう一つなのですけれども、一般会計からの繰入金の問題です。一般会計の繰入金は、当初予算は8億8,456万円だったのを、減額補正で2億4,382万円というふうに減らしました。一般会計からの繰り入れというのは、国保財政を安定的に運用する上で、やっぱりどうしても必要だと、一定を補てんすることは必要なのだというふうに思っているのですけれども。平成21年度のこの決算でいくと、国保加入者1人当たりで7,689円、先ほどの資料でもわかるように、この7,900というのは、40市の中で、先ほどの資料から言えば35,6位くらいというふうになると思うのですけれども、ほかの他の市町村との比較でも、やっぱり少ないと思います。一般会計からの繰入金を平成20年度並みの5億円程度、そうすると5億円だと1人平均で1万600円くらいになるのですけれども、これ高過ぎる保険税を引き下げたり、独自減免規定の財源にしたいという形で、大いに使える分というのはあるのではないかなというふうに思って、その点があると思います。

それから、三つ目ですけれども、先ほどもちょっと触れられていましたけれども、特定健診の受診者数の減少、横ばいというよりも、逆に減少なのです。それから、人間ドック受診者の急増、先ほどの話にありました。今日はここにも先生方、大勢

いらっしゃいますから、先生方も意見をお聞きしてもいいと思うのですけれども、これは現在のメタボ対策で進められている特定健診が、メタボ健診そのものの基準がおかしいではないかという報道もありますけれども、これではやっぱり自分の健康管理に役に立たない、魅力ないものになっているからではないかというふうなことを考えています。

それをどうするかということ言えば、特定健診に行って、市独自の検査項目を追加したり、それから成人病とがん検診を、このセットで受けられるようにするとか、そういうふうな工夫、改善が必要なのではないかなど。たしか特定健診は、今の受診率は36%くらいだと思うのですけれども、これを国の基準で言えば、50%くらいにしたいというふうなことだと思うのですけれども、これではなかなか増えていかないのではないかなというふうにも思います。自分の健康管理に役立たない特定健診なんか、やっぱりお金を出して受ける人いなくなると思いますので、そういう点では、今この現象がこの中にあるのではないかなというふうに思って、これの改善をやっぱりしていけないといけないのではないかなというのが私の意見です。

以上です。以上3点。

○会長 どうもありがとうございました。

ほかに討論ございますか。

「なし」の声

○会長 討論がなければ、採決いたします。

諮問第2号に賛成の方の挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○会長 挙手多数でございます。

よって、諮問第2号は承認をされました。ありがとうございました。

◎報告事項

○会長 次に、報告事項に移らせていただきます。平成22年度国民健康保険税の本算定についてです。

事務局から説明をお願いいたします。

保険年金課長。

○保険年金課長 それでは、本日、次第のほうでは、報告事項としまして1点のみでございますが、こちらは資料3を事前にお送りさせていただいておりますので、この資料3に沿ってご説明をさせていただきたいと思いますが、もう一つ、この次

第にはございませんけれども、報告事項ございますので、そちらもあわせて報告をさせていただきますと思います。

まず、資料の3でございますけれども、平成22年度、今年度の保険税の賦課状況ということでご報告をさせていただきます。まず、平成21年度とそれほど変わった点はないので、後ほどこちらの報告の中に書かれてあります項目を見ていただければ、お分かりになるのかなというふうに思いますが、若干、変化があった点につきましてご説明をさせていただきますと思います。

まず、課税の状況でございますけれども、先ほど収税課のほうからのご説明がございましたとおり、このリーマンショック以降の、景気の落ち込みの中で、そちらの影響が大きいかと思いますけれども、所得割について、特に減っているというのが実情でございます。したがって、賦課額につきましては、その所得割を中心にして、落ち込みが見られるということでございます。前年比ということで申しますと、合計の欄を見ていただければおわかりのとおり、1億5,000万円少々の減収が見られるということでございます。

それから、次の2点目の納付方法別の内訳でございます。前にもご説明を申し上げましたが、年金からの特別徴収というものが始まっております。本来からいきますと、平成20年度、医療制度改革が本格実施された段階で、平成20年4月から、年金からの特別徴収をすることができたのですけれども、当市の場合は、その時期にちょうどシステムの移行の関係が入りましたので、平成20年4からはちょっと無理だということで、昨年10月から、平成21年10月から年金からの特別徴収を始めております。

したがって、この2の納付方法別内訳の中の③の特別徴収のところを見ていただいて、平成21年度がゼロとなっておりますが、下の米印で注意書きにも書いておりますけれども、昨年の10月から実施したという関係で、統計上はこのように平成21年度はゼロというふうに算出をさせていただいておりますけれども、10月1日の時点で1,635世帯から特別徴収をさせていただいております。それが平成22年度については1,416件ということとなっております。

最初は、年金からの特別徴収に該当される方は、すべて原則として年金からの特別徴収ということだったのですけれども、途中で国のほうもいろいろな批判を受けて方針を変えまして、後期高齢者医療制度の保険料と同様に、年金からの特別徴収を完全に選択制にしようということで、口座振替と特別徴収を選べるということになりました。したがって、若干の落ち込みが見られるのかなというふうに考えてお

ります。

ということでございまして、特に年金からの特別徴収については、65歳以上というのが、まず前提条件にございますので、そういった意味では、65歳以上の方ということになりますと、大体国保の加入者の方が、今3万2,000人ぐらいでございませけれども、大体1万人ぐらいの規模で、3分の1ぐらいの方が65歳以上ということでございますので、そういった意味では、特別徴収のほうが若干少ないのかなという感じがしております。いずれにしても、これは世帯に対する賦課という、その国保税のあり方の問題もあろうかと思えますけれども、このような納付方法の内訳としては、現状の数字はこのようになっているということでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

以下、資料の3につきましては、先ほども申しましたけれども、細かい部分がございますので、見ていただければよろしいかなというふうに考えておりますので、本算定の賦課報告としては、以上にさせていただきたいと思えます。

続いて、報告事項の2点目でございますが、既に新聞などでも7月の時点で報道がなされておりますので、ご存じの方もいらっしゃると思えますが、冒頭、市長のあいさつの中でもございましたとおり、政府、民主党の政策としては、後期高齢者医療制度を廃止するというのを掲げておりますので、今、それに沿った検討がなされております。その後期高齢者医療制度を廃止した後、どうするのかということを中心に検討がなされておまして、それが厚生労働大臣の諮問機関になっている「高齢者医療制度改革会議」というところで、今、検討はなされているわけでございますが、当初示された行程表によりますと、今年の夏に中間取りまとめを行いますよということで、当初行程表が示されておまして、したがって、この高齢者医療制度改革会議のほうでも、中間の取りまとめをここで行うということになっております。これが8月20日に、今月の20日に会議が開催されて、そこで中間取りまとめを行うというふうになっておりますが、7月に新聞などで報道された内容については、厚生労働省のほうを示した中間取りまとめの案ということで新聞報道がなされております。

その内容について、若干この場をお借りしてご説明をさせていただきたいと思えますが、簡単に申しますと、主な内容としては、まず後期高齢者医療制度を廃止して、地域保険は国保に一本化するというのがその骨子になっております。それで、加入するその健康保険の制度がどれであれ、年齢で区分することはしないということになっておまして、何歳になられても、例えばサラリーマンである方について

は被用者保険に入る、それからそれらの被扶養者の方も被用者保険のほうに引き続き入ると。これらの被用者保険のほうに加入できない方は、そのまま国保のほうに入られるということで、現役世代と同じ制度に加入するというのを原則にしようということで中間の取りまとめ案はできております。

肝心な運営主体につきましては、結論は先送りになっておりまして、財政運営上、またそれらの方が、一度後期高齢者医療制度に入られた方が、また国保に戻ってくる、あるいは被用者保険のほうに戻ってくることとなりますので、国保のほうは、それらの方が戻ってくるということは、非常に財政運営上、厳しくなるわけですので、そういった意味で、それをどういうふうに解決していくのかという中で、案としては都道府県単位で、まず財政運営を行うということでございまして、当面、段階的に年齢の区分については、いろいろ意見があるようでございますけれども、75歳以上とか、あるいは65歳以上の方を、その財政運営上は切り離して、都道府県単位で運営をしたらどうかというのが、取りまとめの中の1つの意見になっております。

それから、ではその運営主体をどうするのかというのは、結論も出ておりませんので、今後の検討事項ということで、1つの案としては、市町村とそれから都道府県と役割分担をきちんと決めて行う、あるいは後期高齢者医療制度で行ったとおりの広域連合で行う、あるいは都道府県が運営主体になって行うとかということで、各論併記でございまして、そのような取りまとめの内容になっております。

いずれにしても、この中間取りまとめにつきましては、先ほど申しましたとおり、今月の20日の高齢者医療制度改革会議の中で結論が出るというふうになっておりますが、あくまでもこれは中間取りまとめでございまして、当初、国のほうで示した行程表によりますと、年内にこの新しい医療制度の案を取りまとめて、来年の1月からの通常国会にそれを提案するということになっておりまして、2年間の準備期間を置いて、平成25年4月から新しい制度に移行するというので行程表は示しておりますので、そのとおりにいくと、今年、年内には新しい制度がはっきりするのではないかなというふうに担当としては考えております。

いずれにしても、そのような検討が今、国のほうで進められているということでご報告とさせていただきますと思います。

以上でございます。

○会長　ありがとうございました。

この報告事項でございまして、何かもし質問があれば、何かございますか。

「なし」の声

○会長 なければ、一応質疑を打ち切りたいと思います。

◎その他

○会長 それでは、今日の事項でございますが、その他につきまして、委員のほうからも何かありましたら、承りたいと思います。

「なし」の声

◎会議録の確認

○会長 なければ、次に会議録の確認でございますが、後日、会議録がまとまり次第、峯岸委員さんと細田委員さんに署名をお願いしたいと思います。確認をお願いします。

◎閉会の宣告

○会長 以上で本日の会議は終了させていただきますので、大変皆さん方にはお忙しい中、ありがとうございました。

本来ならば、会長代理に閉会のあいさつをいただくところですが、本日は欠席でございますので、私から一言閉会のごあいさつを申し上げます。

今日は大変お忙しい中、皆様方にはご出席をいただきまして、今日の諮問事項の2点につきまして活発なる審議をしていただきまして、大変ありがとうございました。この諮問事項につきましては、後日、市長に提出させていただきたいと思いますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

大変、今日のご苦勞さまでございました。ありがとうございました。

(午後 3時05分)